



2026年2月10日

各 位

会社名 株式会社タカラトミー
代表者名 代表取締役社長 富山 彰夫
(コード番号 7867 東証プライム市場)
問い合わせ先 執行役員 連結管理本部長 廣岡 勝史
(TEL 03-5654-1548)

業績連動型株式報酬制度の継続に伴う自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2026年2月25日
(2) 処分する株式の種類及 び 数	当社普通株式 484,800 株
(3) 処 分 価 額	1株につき 2,703 円
(4) 処 分 総 額	1,310,414,400 円
(5) 処 分 予 定 先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口）)
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役（非業務執行取締役を除きます。以下も同様です。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「役員向け制度」といい、本制度導入のために設定済みである信託を「役員向け株式交付信託」といいます。）並びに、当社の執行役員及び幹部社員を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下、「執行役員等向け制度」といい、本制度導入のために設定済みである信託を「執行役員等向け株式交付信託」といいます。また、役員向け制度及び執行役員等向け制度を総称して「本制度」とい、役員向け株式交付信託及び執行役員等向け株式交付信託を総称して「本信託」といいます。）を継続することといたしました。

なお、一部の当社子会社の取締役（当社の取締役と総称し、以下「取締役」といいます。）、執行役員及び幹部社員（当社の執行役員及び幹部社員と総称し、以下「執行役員等」といいます。）に対しても同様の業績変動型株式報酬制度を導入しており、一部の当社子会社の取締役向けの制度は役員

向け株式交付信託において、一部の当社子会社の執行役員及び幹部社員向けの制度は執行役員等向け株式交付信託において、それぞれ管理しております。

変更後の本制度（※）の概要につきましては、2025年5月13日付「取締役に対する業績連動型株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、本信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託口）（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行（信託口））に対して行うものであります。

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定済みである株式交付規程に基づき、延長した信託期間中の取締役及び執行役員等（総称して以下、「取締役等」といいます。）の役位、職位及び構成推移等を勘案のうえ、取締役等に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、2025年9月30日現在の発行済株式総数93,616,650株に対し、0.52%（2025年9月30日現在の総議決権個数885,053個に対する割合0.55%。いずれも、小数点以下第3位を四捨五入）となります。

当社としましては、本制度は取締役等の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

（ご参考）本信託に係る信託契約の概要

（1）名称	役員向け株式交付信託		執行役員等向け株式交付信託
（2）委託者	当社		
（3）受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)		
（4）受益者	取締役のうち受益者要件を満たす者		執行役員等のうち受益者要件を満たす者
（5）信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者		
（6）議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の当社株式に係る議決権は行使いたしません	本信託内の株式については、信託管理人が議決権行使の指図を行います	
（7）信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）		
（8）信託契約日	2021年8月20日		
（9）信託の期間 (継続後)	2021年8月20日～2027年8月末日（予定）		
（10）信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること		

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的な内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、2026年2月9日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における終値である2,703円といたしました。取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、取締役会決議日の直前の市場価値であり、算定根拠として客觀性が高く合理的なものであると判断したためです。

以上

（※）当社は、2025年6月26日開催の第74回定時株主総会において、役員向け制度を一部変更することを承認決議しております。